

【相談窓口一覧】
 ○相談時の秘密は守られます。また、名前を言わなくても相談できます。
 ○相談窓口は、原則として年末年始はお休みです。

相談窓口	電話番号・二次元コード	受付時間	提供機関
けんりつがっこう 県立学校における セクシュアル・ハラスメントに かん 関する相談窓口	でんわばんごう 電話相談 0466-81-1967	へいじつ 平日 8:45～12:00/13:00～16:45	かながわけんりつそうごうきょういく 神奈川県立総合教育センター 
	メールによる相談窓口メールフォーム から 相談してください⇒		
24じかんこ 24時間子ども SOS ダイアル	0120-0-78310	365じつ24じかん 365日24時間	かながわけんけいさつ 神奈川県警察 きんきゅう 緊急の場合は110番に つうほう 通報してください。
けいさつほんぶ 警察本部警察総合相談室	#9110 045-664-9110	24じかんたいおう 24時間対応 たんしゅく 短縮ダイヤル「#9110」「#8103」は県境でかけると他県 につながる場合があります。	
せいはんざい 性犯罪110番	#8103 0120-38-8103		
ユーステレホンコーナー	0120-45-7867 045-641-0045	げつ きん しゅくじつ のぞ 月～金(祝日を除く)8:30～17:15	
【べんごし 弁護士相談】 こ 子どもの人権相談	045-211-7700 (電話相談・面談相談)	もく しゅくじつ のぞ 木(祝日を除く)13:15～16:15 <めんたん相談予約 げつ きん(祝日を除く)9:30～17:00>	かながわけんべんごしかい 神奈川県弁護士会
【べんごし 弁護士相談】 こ 子どもお悩みダイヤル	045-211-7703 (受付後、担当弁護士から連絡します)	げつ きん(しゅくじつ のぞ) 月～金(祝日を除く) 9:30～12:00/13:00～16:30	
かながわせいはんざい 性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター「かならいん」	#8891(通話料無料)または 045-322-7379	365じつ24じかん 365日24時間(性別不問)	かながわけん 神奈川県くらし安全交通課
かながわせいひがい 性被害相談 LINE	か・もく・きん 火・木・金・日曜日(年末年始を含む) 16:00～21:00		
だんせいお 男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル	045-548-5666	か しゅくきゅうじつ のぞ 火(祝休日を除く)16:00～20:00	かながわけんりつ 神奈川県立かながわ男女共同 参画センター(かなテラス) (神奈川県配偶者暴力相談支援 センター)
じょせい 女性のためのDV相談窓口	0466-26-5550	げつ きん(しゅくじつ のぞ) 月～金(祝日を除く)9:00～21:00 ど にち(しゅくじつ のぞ) 土・日(祝日を除く)9:00～17:00	
だんせいひがい (DV)男性被害者相談窓口	045-662-4530	げつ きん(しゅくじつ のぞ) 月～金(祝日を除く)9:00～21:00	
DVに悩む男性のための相談窓口	045-662-4531	げつ もく(しゅくじつ のぞ) 月・木(祝日を除く)18:00～21:00	
かながわDV相談LINE	げつ か もく ど 月・火・木・土(祝日を除く) 14:00～21:00		かながわけんきょうせいすいしんほんぶしつ 神奈川県共生推進本部室
こころ 心とからだと生き方の電話相談	045-871-8080 	か すい きん ど 火・水・金・土 9:30～16:00 きん(しゅくじつ のぞ) 金(祝日を除く)18:00～20:00 せい かん 性に関する傷つき、パートナーから ぼうりょく の暴力(DV)、ハラスメントなど どんなことでもご相談ください。	だんじょきょうどうさんかく 男女共同参画センター よこはま 横浜 (フォーラム)
デートDV110番	デートDVのことなら何でも相談できます。 げつ か すい もく きん ど 月・火・水・木・金・土 19:00～21:00		にんていとくいていひえいりかつどうほうじん 認定特定非営利活動法人 エンパワメントかながわ
こどもの人権110番	0120-007-110	げつ きん(しゅくじつ のぞ) 月～金(祝日を除く)8:30～17:15	よこはまちほうほうむきょく 横浜地方法務局 (法務局職員または人権擁護委員が対応します。)
インターネット人権相談	メール相談 	メール受付24時間	

セクハラって、例えばこんなこと

例えば、こんなことがセクハラになります。

- 必要もないのに体を触る。
- 性的な関係を求める。
- 脚などの写真を撮る。
- しつこくデートに誘う。
- 性的なからかいを言う。
- 容姿について話題にする。
- 携帯電話などで性的なメールや画像を送る。
- 下着や着替えを見る。
- 体をしつこくながめる。
- 役割等を性別によって決めつける。
- 同性同士で仲良くしていることをからかう。



相手を不快にさせる性的な言動（発言や行為）のことをセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）といいます。

セクハラは、性別により役割を分担すべきとする意識にもとづいて相手を不快にさせる言動も含まれます。不快に感じるかどうかは人によって違います。あなたが親しみのつもりで行ったことでも、相手が不快と感じれば、それはセクハラになります。被害にあった場合、被害にあったのはあなたのせいではありません。ひとりで悩まず、相談しましょう。

- セクハラは人権侵害、わいせつな行為は犯罪です。
- 男性から女性、女性から男性だけでなく、同性に対しても同じです。
- 生まれもった性と心で感じる性が異なる人や同性を恋愛対象とする人をからかうことも、セクハラになります。
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和4年4月から施行されています。（令和5年7月一部改正）

もし、セクハラにあたり、セクハラ場面を見たりしたら・・・

例① セクハラを受けた。

裸や下着の動画
や画像が送られて
きた。

みんなが喜ぶだろう。



- ・がまんをしない。
- ・いやだと声をだす。
- ・やめてほしいと伝える。
- ・その場から逃げる・距離をとる。
- ・相手からの連絡に返信しない。
- ・信頼できる人に相談する。

例② セクハラを見た、被害を相談された。

今まで何人につきあったの？
だれともつきあったことない
でしょ？



こんなことを言われて・・・



- ・「あなたは悪くない。」ということを伝える。
- ・相手の話を否定しないで丁寧に聞く。
- ・信頼できる人に相談する。

信頼できる人（先生、保護者、養護の先生、スクールカウンセラー、身近な人）に助けを求めましょう。

STOP! ザ セクハラ／わいせつな行為・デートDV



デートDVって、例えばこんなこと

精神的な暴力



- ◆ 大声でどなられる。
- ◆ バカにされる。
- ◆ 無視される。
- ◆ 不機嫌な態度をとられる。
- ◆ 命令される。
- ◆ 友達関係を制限される。
- ◆ 行動を制限される。
- ◆ スマートフォンをチェックされる。

身体的な暴力



- ◆ なぐられる・たたかれる・けられる。
- ◆ 腕をつかまれる・ひねられる。
- ◆ 髪などを引っ張られる。
- ◆ 物を投げつけられる。
- ◆ ナイフなどの危険な物をつきつけられる。

経済的な暴力



- ◆ いつもお金を払わされる。
- ◆ お金を貸せと言われる。
- ◆ 貸したお金を返してくれない。

性的な暴力



- ◆ いやなのに体を触られる、いやなのにキスされる。
- ◆ いやなのに裸などを撮影される。

交際相手からの暴力を「デートDV」といいます。デートDVは、中学生や高校生の間でも起きています。

デートDVは、決して許される行為ではありません。また、望まない性的な行為は、性暴力です。性暴力は、年齢、性別にかかわらず起こります。友達、コーチ、先生、家族など身近な人との間でも起こります。被害にあったと感じたときは、ひとりで悩まず、相談しましょう。

こんな思い込みをいませんか

相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現。

愛があれば暴力は許される。

男は強引なほうがいい。
女は素直にしたがうもの。



相手に逆らえなかったり、言いたいことが言えなかったりすると、対等な関係とはいえません。

お互いを尊重した関係をつくりましょう～自分を大切に 相手を大切に～

「生命の安全教育教材」(文部科学省)を加工して作成

https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_33.pdf

自分と相手を守るために、心と体の「距離感」を大切にしよう

自分の距離感



相手の距離感



自分の心と体は自分だけのものです。他人との距離は自分自身で決めることができます。

体の距離感

心地の良い距離は、人によって

違います。近寄られるのを嫌がる

人もいます。



心の距離感

どんなに仲の良い相手でも、いつも自分と同じ気持ちではありません。相手の気持ちを大切に、自分の気持ちも大切にしましょう。

ちが かんが かつ ひと
違う 考え方の人もある

A だと
思う。



B だと
思う。

距離感を守ろう



- 自分がいやだと感じたことは、いやだと言ってよいのです。
- 相手がいやだと言ったら、相手の気持ちを受け入れましょう。
- いやなときは、相手と距離を置いてみましょう。
- 自分の距離感が守られていないときは、信頼できる人（先生、保護者、養護の先生、スクールカウンセラー、身近な人）に相談しましょう。

注意しましょう!! 携帯電話や SNS 等を通じた被害にあわないために!



相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNS に投稿したりしない。



自分の下着姿や裸の写真や動画を撮ったり、送ったりしない。

性的な画像を、撮影対象者の同意なく、第三者が

撮影対象者を特定できる方法で、インターネットの

掲示板等に公表することは違法です。

拡散された写真などを完全に削除することは

できません。

問題が起きた時はひとりで悩まず、相談しましょう。



インターネット上で知り合った相手を簡単に信用しない。



STOP! ザ セクハラ／わいせつな行為・デート DV